

令和7年9月定例会

# 議案説明資料 予算に関する説明書

(令和7年度9月補正予算等関係)

商 工 労 働 部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。

あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

# 令和7年9月定例会 議案説明資料目次

商工労働部

## 【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和7年度鳥取県一般会計補正予算(第5号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	3
		立地戦略課	4
		企業支援課	5
		通商物流課	8
		販路拡大・輸出促進課	9
	2 歳入歳出事項別明細書		10
	3 節の明細		13
	4 債務負担行為に関する調書	通商物流課	14

## 【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第6号	鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例	雇用・働き方政策課	15

(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
第4号	地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評価について	産業未来創造課	18

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【一般会計】								
立地戦略課	2,796,142	0	2,796,142					制度改正
企業支援課	3,815,333	252,066	4,067,399	100,000			152,066	
通商物流課	388,851	33,000	421,851				33,000	
販路拡大・輸出促進課	128,131	10,000	138,131	10,000				
一般会計合計	11,873,550	295,066	12,168,616	110,000			185,066	
説明 [主な事業]								
【立地戦略課】	[制度改正]産業未来共創事業							
【企業支援課】	賃上げ・価格適正化総合対策事業 米国関税対策緊急支援事業 日米関税交渉合意を受けた県版セーフティネット構築事業（米国関税対策のための緊急融資事業）							
【通商物流課】	新市場開拓・サプライチェーン再構築に向けたサポート体制強化事業							
【販路拡大・輸出促進課】	（新）県産日本酒緊急支援事業							

令和7年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉦業費

立地戦略課・産業未来創造課・企業支援課・商工政策課（内線：7664）

1目 工鉦業総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[制度改正] 産業未来共創事業	（債務負担行為） 480,000 2,264,491	0	（債務負担行為） 480,000 2,264,491					
トータルコスト	補正前：2,322,066千円（7.3人）、補正：0千円（0.0人）、計：2,322,066千円（7.3人）							

1 事業の目的、概要

米国関税の影響を克服するため、米国へ直接又は間接輸出を行う県内製造業者を対象に産業未来共創補助金（成長・規模拡大型、一般投資型）の認定要件を期間限定で緩和する特別対策枠を設けることにより、県内企業の前向きな投資を促進するとともに、サプライチェーン対策のための国内・県内回帰や内製化等を更に加速させる。

2 主な事業内容

<現行制度>

産業未来共創補助金（県内大型投資の促進）

県内企業の成長に向けた大規模投資等や企業誘致による新規立地への支援（生産設備の新設、拠点整備等）

区分	補助対象事業	補助率	補助上限額
(1) 一般投資型	製造業・その他の業種の事業で、投資額3,000万円超の大規模な事業	1/10※	5億円※
(2) 成長・規模拡大型 （重点分野）	県内事業者が行う将来の成長に向けた事業拡大の取組で、投資額3,000万円超の大規模な事業で重点分野に係るもの（先進性を有するものに限る）	1/5※	10億円

※ 補助率：+5%加算あり、補助上限額（一般投資型）：重点分野の一部は10億円。

<改正内容>

米国へ直接又は間接輸出を行う県内製造業者を対象に現状の認定要件となっている雇用増又は付加価値増要件を緩和する特別対策枠を令和7年度限りで新設する。

項目	内容
[特別対策枠] 認定要件の緩和 ・一般投資型 ・成長・規模拡大型	<p><b>【現行】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用増3人、又は付加価値増4%/年+雇用維持（一般投資型）</li> <li>・雇用増5人、又は付加価値増5%/年+雇用維持（成長・規模拡大型）</li> </ul> <p><b>【改正】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用維持のみで可</li> </ul> <p>※ 対象は、令和8年3月31日までに認定を受ける産業未来共創事業（一般投資型、成長・規模拡大型）で、米国へ直接又は間接輸出を行う県内製造業者が行う事業とする。</p> <p>※ 補助率や投資額要件（3,000万円超）等は現行制度と変更なし。</p>

3 その他（改善点等）

令和5年度で23件、令和6年度で17件、令和7年度7月末時点で12件の事業認定を行っており、県内経済の活性化につながっている。

令和7年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

1項 商業費

企業支援課(内線:7658)

2目 商業振興費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
賃上げ・価格適正化総合対策事業	138,845	100,000	238,845	100,000				
トータルコスト	補正前:143,577千円(0.6人)、補正:100,789千円(0.1人)、計:244,366千円(0.7人)							

1 事業の目的、概要

持続的な経営力向上と賃上げの好循環を図るため、物価高騰等による厳しい経営環境を乗り越えるために行う県内中小事業者の生産性向上等を支援する。

2 主な事業内容

持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金(100,000千円→200,000千円)

令和7年10月に本県の最低賃金が957円から1,030円(過去最大の73円増)に引き上げとなることに対応し、予算の増額及び募集期間の延長を行う。

細事業名	内容
[一般型] 県内企業の生産性向上と賃上げの一体的な取組を支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助対象者: 県内中小企業</li> <li>■主な要件: 令和5年10月以降(※)に3%以上の賃上げ(実績値) 他</li> <li>■補助上限額: 最大5,000千円(従業員数で段階的に設定)</li> <li>■補助率: 賃上げ率3%以上5%未満1/2 賃上げ率5%以上2/3 (小規模企業者の場合 賃上げ率3%以上5%未満2/3 賃上げ率5%以上3/4)</li> <li>■募集期間: 令和7年9月末→12月末(事業期間: 令和8年2月末)</li> </ul>
[大規模成長投資型] 県内企業の大規模投資による事業拡大と持続的な賃上げを支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助対象者: 県内中小企業</li> <li>■主な要件: 令和5年10月以降(※)に5%以上の賃上げ(実績値)付加価値額の増加率(3年間)9%以上 他</li> <li>■補助上限額: 15,000千円(小規模企業者: 5,000千円)</li> <li>■補助率: 1/2</li> <li>■募集期間: 令和7年9月末→12月末(事業期間: 令和8年2月末)</li> </ul>

※過去に県の賃上げ補助金を利用している場合は、その利用後を基点とした賃上げ実績を要件とする。

3 その他(改善点等)

令和7年1月から8月までに250社を超える企業を支援している。伴走支援事業や経営者向けセミナー等の関連事業と連携することで、更なる活用と効果的な生産性向上等を支援する。

令和7年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

1項 商業費

企業支援課(内線:7658)

2目 商業振興費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
米国関税対策緊急支援事業	100,000	100,000	200,000				100,000	
トータルコスト	補正前:100,789千円(0.1人)、補正:100,789千円(0.1人)、計:201,578千円(0.2人)							

1 事業の目的、概要

日米関税合意を受け、県内経済への影響がより明確になる次の段階に入ったことを踏まえ、県内企業の投資を促進するため、米国へ輸出を行う県内製造業者の前向き投資を支援する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
【拡充・期間延長】 米国関税対策緊急支援補助金	<p>■補助対象者 : <u>米国へ直接・間接輸出を行う県内製造業者</u> (現行:分野別関税対象の製造業種(自動車部品、鉄鋼・アルミ製品))</p> <p>■補助上限額 : 5,000千円</p> <p>■補助率 : 1/2</p> <p>■補助対象経費:建物費、機械装置費、システム導入費、専門家経費、研究開発費等</p> <p>■募集期間 : 令和7年9月末→<u>12月末</u>(事業期間:令和8年2月末)</p>	100,000

令和7年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

1項 商業費

企業支援課（内線：7658）

3目 金融対策費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
日米関税交渉合意を受けた県版セーフティネット構築事業（米国関税対策のための緊急融資事業）	35,169	52,066	87,235				52,066	
トータルコスト	補正前：35,958千円（0.1人）、補正：52,855千円（0.1人）、計：88,813千円（0.2人）							

1 事業の目的、概要

日米関税合意を受け、県内経済への影響がより明確になる次の段階に入ったことを踏まえ、資金繰りにおける「鳥取県版セーフティネット」を構築し、関税対策資金の調達円滑化を図る。

2 主な事業内容

(1) 【拡充】地域経済変動対策資金 【予算額】33,778千円

- ・ 現行の地域経済変動対策資金「為替相場急変対策枠」「アメリカ関税特別枠」を再編統合し、新たに「日米関税交渉合意対策特別枠」を創設する。
- ・ 融資枠を現行の90億円から140億円に拡大する。
- ・ 適用要件を緩和し、売上5%の減少が見込まれる事業者も対象に加える。
- ・ 市町村が「日米関税交渉合意対策特別枠」を利用する県内中小事業者等の利子負担（借換資金に係る部分を除く）に対し補助する場合、最長3年間、市町村の補助に要する経費の1/2を補助（間接補助）する。

融資対象者	米国関税の影響に伴う経済変動により、次のいずれかに該当する者 ア 最近3か月の平均売上高等が前年同期比5%以上減少 イ 最近1か月（実績）とその後2か月を含む3か月間の売上高等見込みが前年同期比5%以上減少 ウ 最近1か月の売上総利益率又は営業利益率が前年同月と比べ減少 エ <u>融資実行希望月を含む今後3か月の平均売上高等が前年同期比5%以上減少する見込みがある</u>		
資金使途	運転資金、設備資金又は借換資金（借換資金は、運転資金又は設備資金の借入に併せて保証付き借入金の取りまとめを行う場合に限る。）		
融資限度額	2億8,000万円	融資期間	10年以内（据置3年以内を含む。）
融資利率	年1.63%（変動金利）	信用保証料率	年0.23～0.68%（9区分）
融資枠	140億円～拡大（現行90億円）	受付期間	令和7年12月末まで

(2) 【拡充】米国関税対応特別需要資金 【予算額】18,288千円

- ・ 融資枠を現行の30億円から60億円に拡大する。
- ・ 融資対象者を現行の「分野別関税対象の製造業種（自動車部品・鉄鋼・アルミ製品）」から「米国へ直接・間接輸出を行う製造業種」に拡充する。

融資対象者	米国へ直接・間接輸出を行う県内製造業者		
資金使途	設備資金又は運転資金（米国関税対策に必要なものに限る。）		
融資限度額	2億8,000万円	融資期間	10年以内（据置5年以内を含む。）
融資利率	当初5年間は1%（固定金利）、 6年目以降は年1.63%（変動金利）	信用保証料率	当初5年間は無保証料、 6年目以降は年0.23～0.68%（9区分）
融資枠	60億円～拡大（現行30億円）	受付期間	令和7年12月末まで

3 その他（改善点等）

地域経済変動対策資金は7月末時点で累計202件、5,733,050千円の実行がある。6月議会で創設した米国関税対応特別需要資金を含め、引き続き、県内中小事業者の資金繰りを支えていく。

令和7年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

1項 商業費

通商物流課（内線：7659）

4目 貿易振興費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
新市場開拓・サプライチェーン再構築に向けたサポート体制強化事業	45,000	債務負担行為 25,000 33,000	債務負担行為 25,000 78,000				債務負担行為 25,000 33,000	

トータルコスト 補正前：60,774千円（2.0人）、補正：33,789千円（0.1人）、計：94,563千円（2.1人）

1 事業の目的、概要

日米関税合意を受け、これまで海外展開戦略の見直しや着手を見送っていた県内企業も、今後は新たな市場での販路開拓やサプライチェーンの再構築に向け具体的に動き出していくことが予想されるため、県内企業の安定した外需獲得やサプライチェーン体制の確保を支援する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
【新規】海外現地伴走型支援強化事業	<p>(1)海外よろずビジネスサポート駐在員配置事業 県が、海外駐在の邦人ビジネスマンや現地ローカルキーパーソンを「海外よろずビジネスサポート駐在員」として配置し、県内企業向けに海外ローカルネットワークとの橋渡しや新たなパートナー候補企業の提案、同行によるアドバイス等を行う。</p> <p>(2)海外ローカル企業に対する信用力調査サポート事業 県内企業が新たに海外の取引先企業を選定する場合、相手企業の経済的信頼性や履行能力等を事前に把握するための信用調査をサポートする。</p>	8,000
【新規】（再掲）新市場等販路開拓プロモーション強化事業	米国関税により日本酒等県産品の取引減が見込まれることから、米国に代わり更なる販路拡大が見込める欧州へプロモーションを実施する。	(3,000)
【対象拡充・期間延長】新市場開拓等再構築に向けたパッケージ支援事業	<p>現行の米国高関税政策対応サプライチェーン再構築等緊急対策補助金の補助対象事業、補助上限額を拡充し、県内企業の計画段階から商品試作までの取組を一貫支援する。</p> <p>■補助対象者 ・現在、米国との直接取引又は間接取引を行っている県内中小企業者等</p> <p>■補助対象事業 ・米国関税合意に起因して新たな市場での販路開拓やサプライチェーンの再構築等（<u>試作品製作等含む</u>）を行う事業</p> <p>■補助率 : 1/2 ■補助上限額 : 4,000千円 [現行] 市場調査や展示会出展、旅費等の上限額 : 1,500千円 [拡充] <u>商品企画・開発・試作品製作費等の上限額 : 2,500千円</u> (債務負担行為 : 25,000千円 (令和8年度))</p> <p>■補助対象期間 : 試作品製作等を行う場合は令和9年2月20日まで延長 (現行の市場調査等のみの場合は令和8年2月20日まで)</p>	25,000
計		33,000

令和7年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

販路拡大・輸出促進課 (内線: 7832)

2目 中小企業振興費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県産日本酒緊急支援事業	0	10,000	10,000	10,000				
トータルコスト	補正前: 0千円 (0.0人)、補正: 10,789千円 (0.1人)、計: 10,789千円 (0.1人)							

1 事業の目的、概要

本県の日本酒造りは、鳥取県オリジナルの酒米「強力」や、契約農家と協力してつくる酒米など、県内産の酒米の使用が多く、上質の県産酒米を使用することが大きな特徴となっている。

近年、米価が高騰しているなか、現状の消費動向からみて、酒蔵では製品への大幅な価格転嫁は困難であることから、酒米の急騰を乗り越えるための酒蔵の取組を鳥取県酒造組合を通じて緊急的に支援するとともに、更なる販路拡大を目的としたプロモーションを欧州で実施する。

2 主な事業内容

(1) 新市場等販路開拓プロモーション強化事業 (予算額 3,000千円)

日本酒をはじめとする県産品の更なる販路拡大を目的として欧州においてプロモーションを実施する。

(2) 酒米急騰にかかる緊急支援 (予算額 7,000千円)

区分	補助対象経費	補助対象者	補助率
生産性向上等に繋がる取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産性向上に繋がる機械導入や更新</li> <li>機能向上に繋がる設備等の改修</li> </ul>	鳥取県酒造組合	10/10
ブランディングにかかる取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>強力米を使った日本酒等付加価値の高い商品の開発</li> <li>新たな商品ラベル等の開発・制作 等</li> </ul>		
国内外に向けたプロモーションにかかる取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>展示会等への出展に必要な旅費</li> <li>プロモーションにかかる資材の制作</li> <li>サンプル品の輸送 等</li> </ul>		

※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当し、令和7年度限りとして支援

令和7年度一般会計補正予算(第5号)歳入歳出事項別明細書(商工労働部)

(単位:千円)

款 項 目	7款 商工費									
	節	補正前	補正額	補正後	1項 商業費			2目 商業振興費		
					補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	29,337		29,337	15,074		15,074	365		365	
2 給 料	203,632		203,632	164,472		164,472				
3 職 員 手 当 等	117,480		117,480	92,610		92,610				
4 共 済 費	104,460		104,460	60,060		60,060				
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 報 償 費	71,033	6,000	77,033	23,860	6,000	29,860	9,064		9,064	
8 旅 費	32,100		32,100	14,459		14,459	5,977		5,977	
費 用 弁 償	6,100		6,100	2,155		2,155	73		73	
普 通 旅 費	13,899		13,899	7,768		7,768	2,514		2,514	
特 別 旅 費	12,101		12,101	4,536		4,536	3,390		3,390	
9 交 際 費	100		100	100		100				
10 需 用 費	14,929		14,929	8,703		8,703	2,490		2,490	
11 役 務 費	16,709		16,709	12,381		12,381	2,080		2,080	
12 委 託 料	590,656	5,000	595,656	166,823	2,000	168,823	85,036		85,036	
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	22,270		22,270	17,303		17,303	1,630		1,630	
14 工 事 請 負 費										
15 原 材 料 費										
16 公 有 財 産 購 入 費										
17 備 品 購 入 費	2,500		2,500							
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	8,016,634	284,066	8,300,700	3,984,657	277,066	4,261,723	1,411,771	200,000	1,611,771	
19 扶 助 費										
20 貸 付 金	288,338		288,338	39,537		39,537				
21 補 償、補 填 及 び 賠 償 金										
22 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料										
23 投 資 及 び 出 資 金										
24 積 立 金	36,170		36,170	13,170		13,170				
25 寄 附 金										
26 公 課 費										
27 繰 出 金	1,316		1,316							
予 備 費										
計	9,547,664	295,066	9,842,730	4,613,209	285,066	4,898,275	1,518,413	200,000	1,718,413	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	598,363	110,000	708,363	368,521	100,000	468,521	247,134	100,000	347,134
	地 方 債	5,000		5,000						
	そ の 他	5,036,680		5,036,680	2,389,414		2,389,414	3,600		3,600
	一 般 財 源	3,907,621	185,066	4,092,687	1,855,274	185,066	2,040,340	1,267,679	100,000	1,367,679

令和7年度一般会計補正予算(第5号)歳入歳出事項別明細書(商工労働部)

(単位:千円)

款 項 目										
	3目 金融対策費						2項 工鉱業費			
	4目 貿易振興費									
節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬				183		183	14,263		14,263	
2 給 料							39,160		39,160	
3 職 員 手 当 等							24,870		24,870	
4 共 済 費							44,400		44,400	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 報 償 費	13,377		13,377	1,050	6,000	7,050	47,173		47,173	
8 旅 費	1,040		1,040	5,290		5,290	17,641		17,641	
費 用 弁 償	600		600	1,000		1,000	3,945		3,945	
普 通 旅 費	440		440	3,464		3,464	6,131		6,131	
特 別 旅 費				826		826	7,565		7,565	
9 交 際 費										
10 需 用 費	1,010		1,010	2,675		2,675	6,226		6,226	
11 役 務 費	1,196		1,196	5,209		5,209	4,328		4,328	
12 委 託 料				81,787	2,000	83,787	423,833	3,000	426,833	
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	3,835		3,835	6,073		6,073	4,967		4,967	
14 工 事 請 負 費										
15 原 材 料 費										
16 公 有 財 産 購 入 費										
17 備 品 購 入 費							2,500		2,500	
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	2,386,808	52,066	2,438,874	186,078	25,000	211,078	4,031,977	7,000	4,038,977	
19 扶 助 費										
20 貸 付 金	39,537		39,537				248,801		248,801	
21 補 償、補 填 及 び 賠 償 金										
22 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料										
23 投 資 及 び 出 資 金										
24 積 立 金	13,170		13,170				23,000		23,000	
25 寄 附 金										
26 公 課 費										
27 繰 出 金							1,316		1,316	
予 備 費										
計	2,459,973	52,066	2,512,039	288,345	33,000	321,345	4,934,455	10,000	4,944,455	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	53,815		53,815	67,572		67,572	229,842	10,000	239,842
	地 方 債						5,000		5,000	
	そ の 他	2,385,700		2,385,700			2,647,266		2,647,266	
	一 般 財 源	20,458	52,066	72,524	220,773	33,000	253,773	2,052,347		2,052,347

令和7年度一般会計補正予算(第5号)歳入歳出事項別明細書(商工労働部)

(単位:千円)

款 項 目				商工労働部 合 計			
	2目 中小企業振興費						
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	999		999	254,165		254,165	
2 給 料				372,020		372,020	
3 職 員 手 当 等				279,559		279,559	
4 共 済 費				214,837		214,837	
5 災 害 補 償 費							
6 恩 給 及 び 退 職 年 金							
7 報 償 費	38,273		38,273	212,899	6,000	218,899	
8 旅 費	10,573		10,573	54,101		54,101	
費 用 弁 償	629		629	16,196		16,196	
普 通 旅 費	2,566		2,566	17,900		17,900	
特 別 旅 費	7,378		7,378	20,005		20,005	
9 交 際 費				100		100	
10 需 用 費	1,745		1,745	48,363		48,363	
11 役 務 費	1,999		1,999	35,946		35,946	
12 委 託 料	322,867	3,000	325,867	1,211,085	5,000	1,216,085	
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	1,762		1,762	107,824		107,824	
14 工 事 請 負 費				316,712		316,712	
15 原 材 料 費				9,688		9,688	
16 公 有 財 産 購 入 費							
17 備 品 購 入 費	2,500		2,500	11,422		11,422	
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	508,875	7,000	515,875	8,215,831	284,066	8,499,897	
19 扶 助 費				336		336	
20 貸 付 金	248,801		248,801	288,338		288,338	
21 補 償、補 填 及 び 賠 償 金							
22 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料							
23 投 資 及 び 出 資 金				197,152		197,152	
24 積 立 金				36,170		36,170	
25 寄 附 金				5,648		5,648	
26 公 課 費				38		38	
27 繰 出 金	1,316		1,316	1,316		1,316	
予 備 費							
計	1,139,710	10,000	1,149,710	11,873,550	295,066	12,168,616	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	63,273	10,000	73,273	1,541,908	110,000	1,651,908
	地 方 債	3,000		3,000	153,000		153,000
	そ の 他	339,250		339,250	5,051,736		5,051,736
	一 般 財 源	734,187		734,187	5,126,906	185,066	5,311,972

## 節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
7款 商 工 費		
1項 商 業 費		
2目 商業振興費		
負担金、補助 及び交付金	・米国関税対策緊急支援補助金	100,000
	・持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金	100,000
3目 金融対策費		
負担金、補助 及び交付金	・企業自立サポート事業補助金(制度金融費)	14,095
	・信用保証料負担軽減補助金	28,174
	・アメリカ関税緊急対策特別金融支援事業補助金	9,797
4目 貿易振興費		
負担金、補助 及び交付金	・米国関税政策対応サプライチェーン再構築等緊急対策補助金	25,000
2項 工 鉱 業 費		
2目 中小企業振興費		
負担金、補助 及び交付金	・県産日本酒緊急支援事業補助金	7,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備考
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
							国庫支出金	地方債	その他		
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円	
令和7年度 新市場開拓・サプライ チェーン再構築に向け たサポート体制強化事 業補助	通商物流 課	補助金総額 25,000千円を 限度として、令 和7年度に交 付決定した額 から令和7年 度に交付した 額を差し引い た額			令和8年度	限度額に 同じ					

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p><b>1 提出理由</b></p> <p>(1) 障害者の雇用の促進等に関する法律において、都道府県労働局長による紛争解決援助に関する制度が設けられていることをふまえ、都道府県労働局の権限・知見等の活用により紛争当事者の利便性を高めるため、所要の改正を行うものである。</p> <p>(2) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p><b>2 概要</b></p> <p>(1) 個別労働関係紛争のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき次の方法により解決を図る場合は、知事があっせんを行わないことができることとする。</p> <p>ア 都道府県労働局長による助言、指導、又は勧告による紛争解決の援助</p> <p>イ 紛争調整委員会による調停（調停が成立したものも含む）</p> <p>(2) 知事があっせんを行わないことができる個別労働関係紛争について定めた規定中、引用する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の条項を改める等所要の規定の整備を行う。</p> <p><b>3 施行期日等</b></p> <p>(1) 施行期日は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日とする 2（2）に関する事項の一部を除き、公布の日とする。</p> <p>(2) 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(あっせん)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、あっせんを行わないことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第74条の7第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの</u></p> <p><u>(5) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第37条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの</u></p> <p><u>(6) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第24条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの</u></p> <p><u>(7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第47条の8第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成</u></p>	<p>(あっせん)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、あっせんを行わないことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第30条の6第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの</p> <p>(5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第18条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの</p> <p>(6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第47条の7第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成</p>

立したもの	立したもの
(8) 略	(7) 略
(9) 略	(8) 略
(10) 略	(9) 略
(11) 略	(10) 略
(12) 略	(11) 略
(13) 略	(12) 略
3 略	3 略

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2項第4号の改正規定（「第30条の6第1項」を「第37条第1項」に改める部分に限る。）及び同項第5号の改正規定（「第18条第1項」を「第24条第1項」に改める部分に限る。）は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の際現に改正前の鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第4条第1項の規定によりあっせんの申請がなされている個別労働関係紛争については、改正後の鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

件名	地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評価について																				
提出理由及び概要	<p><b>1 提出理由</b>                  地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）の令和6年度における業務の実績に関する評価を行ったので、同条第5項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p><b>2 令和6年度における業務実績に関する評価の概要</b>                  （1）評価手法 外部有識者によるセンター評価委員会の評価を踏まえ、知事が評価決定                  （2）評価結果                  ア 全体評価                  年次計画を上回って業務が進捗していることから、5段階評価の「A」とする。                  第5期中期目標期間（令和5年4月1日～令和9年3月31日）の2年目として業務を実施した結果、県内企業の技術課題の解決及び県内産業の成長に着実に寄与したものと評価する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 15%;">評価</td> <td style="width: 85%;">S 計画を大幅に上回って業務が進捗しており、かつ特筆すべき業績を挙げている</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td>A 計画を上回って業務が進捗している</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B 計画どおりに業務が進捗している</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C 計画に対して業務の進捗がやや遅れている</td> </tr> <tr> <td></td> <td>D 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている</td> </tr> </table> <p><b>イ 項目別評価（年度計画に設定した項目毎に5段階評価を実施）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">評価項目</th> <th style="text-align: center;">評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</td> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <td>業務運営の改善及び効率化に関する事項</td> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <td>財務内容の改善に関する事項</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td>その他業務運営に関する重要事項</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>ウ 評価の主な内容</b>                  第5期中期目標期間の2年目である令和6年度は、重点プロジェクトに掲げる「DX推進による生産性の向上」と「フードテックを活用したフードロスの削減と食品の高付加価値化」に関連する県内企業の新分野・新事業への挑戦を積極的に支援し、センターの開発した工場の見える化システムの製造現場への導入や、県内のフードロス素材を活用した新食品開発及び開発技術の実施許諾契約締結など、具体的な成果を創出した。                  企業の課題解決に向けた技術支援や研究開発、人材育成など、センター活動の進捗を測るKPIすべての項目において設定値を上回る実績となり、県内企業の技術力向上に貢献した。</p> <p><b>○県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b>                  （技術的課題解決のための技術相談）                  ・重点プロジェクトに掲げた「DX推進による生産性の向上」と「フードテックを活用したフードロスの削減と食品の高付加価値化」に関連する県内企業に対して積極的に課題解決推進型の企業訪問活動や提案型の技術相談対応を行い、目標を大幅に上回る企業訪問（KPI：目標650件→実績841件）を通じて、年間6千件を超える技術相談に対応した。                  （技術シーズの創生、研究成果の技術移転による事業化促進）</p>	評価	S 計画を大幅に上回って業務が進捗しており、かつ特筆すべき業績を挙げている	A	A 計画を上回って業務が進捗している		B 計画どおりに業務が進捗している		C 計画に対して業務の進捗がやや遅れている		D 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている	評価項目	評価	県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	業務運営の改善及び効率化に関する事項	A	財務内容の改善に関する事項	B	その他業務運営に関する重要事項	B
評価	S 計画を大幅に上回って業務が進捗しており、かつ特筆すべき業績を挙げている																				
A	A 計画を上回って業務が進捗している																				
	B 計画どおりに業務が進捗している																				
	C 計画に対して業務の進捗がやや遅れている																				
	D 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている																				
評価項目	評価																				
県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A																				
業務運営の改善及び効率化に関する事項	A																				
財務内容の改善に関する事項	B																				
その他業務運営に関する重要事項	B																				

- ・これらの積極的な企業訪問や技術相談を契機として、性能評価技術・設計技術の実装や新食品の開発など、具体的な技術移転（R5年度17件→R6年度19件）や、共同研究（KPI：目標15件→実績16件）に繋がったことは、センターの伴走支援能力の高さを明確に示しており高く評価する。

（知的財産権の戦略的な取得と効率的な運用）

- ・知的財産権の活用においては、保有する発明を県内企業等へ積極的に普及し、実施許諾件数が新たに6件増加（実施許諾総数：R5年度53件→R6年度59件）、「液体食品のカプセル化技術」の海外における知的財産権保護の取組が令和6年度科学技術研究白書（文部科学省）に掲載されるなど、研究成果の活用と発信についても高く評価する。

### ○業務運営の改善及び効率化に関する事項

（機動性の高い業務運営、業務の効率化・合理化）

- ・第5期のセンター全体の活動方針となる「SDGs・カーボンニュートラルに向けた取組」において、新たに、カーボンニュートラル推進マネージャーを配置し、鳥取県中小企業診断士協会との連携による合同企業訪問を行い、カーボンニュートラルに関する企業ニーズの調査にあわせて、企業の課題を総合的に把握し、課題解決に向けたセンターの技術支援メニュー提案に取り組んだことを高く評価する。

（職員の意欲向上と能力開発）

- ・重点プロジェクトを研究所横断的に中堅職員がリードする体制の整備、国立研究開発法人産業技術総合研究所での技術習得派遣（2名）や、大学での博士号取得（2名）など積極的な職員の能力開発を推進し、学会発表や論文投稿等の外部発表件数が設定した目標を大幅に上回った（KPI：目標30件→実績41件）ことも高く評価する。

### ○財務内容の改善に関する事項

- ・エネルギー価格をはじめとする物価高騰に対応して、効率的な冷暖房使用、消灯の徹底管理、施設照明のLED化など着実に取り組み、令和6年度の電力使用量が過去最少（R5年度比△3%）となる大幅な経費節減を達成した点を高く評価する。

### ○その他業務運営に関する重要事項

- ・法令等順守の徹底、効率的な業務執行の確保を図っているほか、労働安全衛生管理の徹底や、計画的な施設・設備整備を進めており、安定的・継続的なサービス提供に向けた取組がなされている。

## エ 評価結果の取扱い

令和8年度の運営費交付金（県からセンターに毎年度交付）算定に反映する。

### 3 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会委員

（1）構成 県内大学1名、県内企業2名、県外有識者2名 計5名

（2）任期 令和7年5月1日～令和9年4月30日（2年間）

【地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会委員名簿（敬称略）】

区分	氏名	役職名
委員長	川村 尚生	国立大学法人鳥取大学 工学部電気情報系学科 教授
委員	森脇 孝	株式会社菊水フォーミング 代表取締役社長
委員	益山 明子	MASUYAMA-MFG株式会社 代表取締役
委員	笠井 一成	ダイキン工業株式会社 TIC管理グループ長
委員	吉川 典子	特定非営利活動法人医工連携推進機構 客員研究員